平成２３年（フ）第３９号
三重県名張市瀬古口455番地４
債務者　浅井　隆太
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２０３号
京都市中京区西ノ京西中合町60番地１
債務者　野田こと　金　　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
京都市西京区川島六ノ坪町94番地１　第３ミノコーポ311号室
債務者　宮村　千佳
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
京都府宇治市木幡中村40番地
債務者　村山　晴美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
京都市北区大北山鏡石町１番地３　ハイツ金閣401号室
債務者　金丸　　正
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
京都市右京区梅津南町15番地１　メゾン・ド・コヤマ202
債務者　浅井　千晴
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
京都市北区紫野出雲路俵52　島津製作所紫明荘内、住民票上の住所大阪府東大阪市出雲井本町５番11―710号
債務者　松浦　友子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
兵庫県西宮市甲東園２丁目７番25―206号
債務者　中野　久美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６３号
兵庫県西宮市高木東町13―29―109、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉西３丁目８番６号
債務者　朝野　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６９号
兵庫県西宮市大森町６番52―202号
債務者　山崎　友香
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―701号
債務者　夫津木尚子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―701号
債務者　宮原ふさ子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６号
鳥取県鳥取市松並町１丁目170番地７
債務者　梶　こずえ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市古海1067番地
債務者　宮永　泰弘
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市河原町佐貫1106番地　市住２号
徳田としこ方、住民票上の住所鳥取県鳥取市松並町２丁目412番地３　コーポとっとり103号
債務者　徳田　忠敏
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
島根県出雲市上塩冶町2552番地13　コーポまるわ３番館102
債務者　神西　　都
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４２号
広島県三原市宮沖２丁目17番10号
債務者　久保田歌子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
山口県下関市豊浦町大字川棚3976番地11
債務者　倉増　直美（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係